第3 障害者が守心して暮らせる社会の実現 を目指します <障害者分野>

(障害者を取り巻く状況)

〇 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担 医療などが共通の制度となりました。

また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスが一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。

〇 障害者自立支援法の施行から約7年が経過しましたが、障害者の「自立」の実現 に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害 者が企業等で働くことができるよう支援策を充実・強化していくことが必要です。

(都の取組)

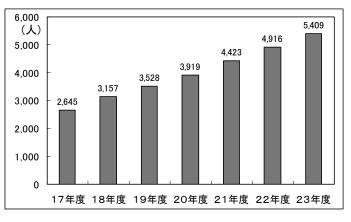
〇 都は、平成19年5月に「東京都障害者計画」(計画期間:平成19~23年度)及び「東京都障害福祉計画(第1期)」(計画期間:平成18~20年度)を、平成21年3月に「東京都障害福祉計画(第2期)」(計画期間:平成21~23年度)を、平成24年4月には「東京都障害者計画」及び「東京都障害福祉計画(第3期)」(計画期間:平成24~26年度)を策定し、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に働ける社会を実現するために様々な施策を一貫して展開しています。

東京都障害者計画・第3期 東京都障害福祉計画5つの目標

- ・地域における自立生活を支える仕組みづくり
- ・社会で生きる力を高める支援
- ・当たり前に働ける社会の実現
- ・バリアフリー社会の実現
- ・サービスを担う人材の養成・確保

〇 これらの計画を推進し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」(平成18~20年度)、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」(平成21~23年度)、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」(平成24~26年度)を策定し、障害者の地

<障害者グループホーム・ケアホームの定員の推移>



域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

(地域生活支援)

- 長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域生活移行後の生活基盤の整備が必要です。障害者が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム・ケアホーム等の地域居住の場や日中活動の場等の整備促進に加えて、施設から地域への切れ目のない支援や主な受入先となるグループホーム等における支援など、地域移行及び地域定着のための支援体制の充実が求められています。
- 区市町村や関係機関と連携し、障害者の地域生活への支援に取り組んでいくこと が必要です。
- 〇 精神障害者については、退院後、地域での医療につながりにくい場合があり、医 療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等、地域の支援体制の 強化が求められています。
- 〇 重症心身障害児(者)については、在宅療育支援体制の整備がまだ十分ではなく、 NICU 等医療機関から在宅への移行が必ずしも円滑には進まない状況にあります。 また、発達障害者(児)、高次脳機能障害者についても、地域での支援体制が十分には整備されておらず、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

(就労支援)

- 障害者が当たり前に働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大する とともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。
 - しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成24年6月現在1.66%(全国平均1.69%)であり、法定雇用率1.8%(平成25年4月より2.0%)と比べて依然低い数値となっています。

〇 都は、区市町村を実施主体として、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進していますが、法定雇用率の引き上げも踏まえ、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。

(国の動向)

- 〇 平成21年12月、国は、障害者に関わる制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障がい者制度改革推進本部を設置しました。この本部の下に設置した障がい者制度改革推進会議において、障害者の定義の見直しや差別の禁止等について検討を行い、平成23年8月に障害者基本法を改正しました。
- また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法等 を改正し、平成24年4月から相談支援の充実や障害児支援の強化等を図っています。
- 〇 さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するため、平成25年4月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合 支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月から、重 度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施さ れます。

【平成 25 年度の取組】

○ 平成 25 年度においては以下の取組を推進します。

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、 いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

1

- ◎ 障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン 2,106 百万円
 - ・ 障害者の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の 1/2 を特別助成し、平成 26 年度末までに、経済的自立に向けた就労のための訓練等の場やグループホーム等について、4,810 人分の定員を新たに確保します。

また、重度障害者の地域移行の受け皿となるケアホームの開設に当たって、消防設備 に係る経費について支援を行います。

[計画期間:平成 24~26 年度]

| 種 別 | 定員数の増加目標 |
|-----------------------|----------|
| 日中活動の場(通所施設等) | 3,000人增 |
| 地域居住の場(グループホーム・ケアホーム) | 1,600人增 |
| 在宅サービス(短期入所) | 210人増 |

◎ 定期借地権の一時金に対する補助

149 百万円

施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、グループホーム等の整備促進を図ります。

○ 公有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備

・ 都有地の活用促進

都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります(「都有地 活用による地域の福祉インフラ整備事業」)。

◎ 地域移行促進コーディネート事業【新規】

入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行に向けた課題を分析し、
 地域移行に結びつけるノウハウを付与するとともに、区市町村や相談支援事業者との連携を支援することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

◎ 障害者地域生活移行·定着化支援事業

(包括補助)

33 百万円

 ケアホーム等に移行する重度の障害者が安心して暮らせるよう、障害者を受け入れた ケアホーム等による相談援助について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者と家族 が将来にわたって地域で暮らし続けることができるよう、区市町村による地域の実情に 応じた普及啓発等の取組について支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- ◎ 障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業 6百万円 障害者グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることがで
- ◎ 精神障害者地域移行体制整備支援事業

きるよう支援する仕組みを検討します。

- いわゆる「社会的入院」の状況にある精神障害者への働きかけや病院と地域との調整 を行うコーディネーターの配置、グループホームへの体験入居などにより、入院中の精 神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図 ります。
- 29 百万円 ◎ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業
- ・ 障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員 等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録等を行います。
- 社会福祉施設等耐震化の推進(再掲 P107) 759 百万円 ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものも
- あります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び 仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。 [耐震診断 83 施設、耐震改修 58 施設]
- ◎ 社会福祉施設·医療施設等耐震化促進事業(再掲 P108) 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣な。 ど、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。 「社会福祉施設等 200 施設]
- ヘルプマークの推進【新規】
- ・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援 助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、援助が得やすくなるよ う、配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発を行います。
- 障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の作成の 取組を広げていくため、区市町村におけるカード等の作成を支援します。 [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の使用により、 言語を獲得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう支援します。
- 重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業【新規】 2.990百万円 重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準 を超えている区市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援します。

(包括補助)

28 百万円

16百万円

73 百万円

37 百万円

〇 ヘルプカード作成促進事業

〇 中等度難聴児発達支援事業【新規】

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児(者)、発達障害者(児)及び高次脳機能障害者への支援に ついて、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

〇 地域精神科身体合併症救急連携モデル事業【新規】 16 百万円

 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れ られるようにするため、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師をモデル的に 配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置 することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入れ体制 の整備を図ります。[2圏域]

- ◎ 精神科医療地域連携事業【新規】
 - 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地 域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置 し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整 備を図ります。[4圏域]

◎ アウトリーチ支援事業

 治療中断等で症状が悪化し問題行動があるなど、地域定着が難しい精神障害者に対し て、区市町村等関係機関からの要請を受け、精神保健福祉センターに設置する「アウ トリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、地域での安 定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対し て援助技法の普及を図ります。

「中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]

- ◎ 精神疾患早期発見・早期対応推進事業
 - 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の内科等の医師に対し、精神 疾患に関する知識や法制度等についての研修を行います。
- ◎ 重症心身障害児(者)在宅医療ケア体制整備モデル事業【新規】 13 百万円 在宅重症心身障害児(者)の診療を行うかかりつけ医を増やすため、専門医療機関、 療育施設、診療所等に対する研修等を行うとともに、患者家族等の介助者や医療関係者 等に対して療育や診察に関する情報発信を行います。

8百万円

9百万円

◎ 重症心身障害児在宅療育支援事業

 在宅重症心身障害児(者)の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門 医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU 等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行で きるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより 重症心身障害児の支援の充実を図ります。

[事業内容]

・重症心身障害児在宅療育支援センターの設置

障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)

- ・訪問看護及び訪問健康診査
- ・在宅療育支援地域連携会議の開催

◎ 医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)への支援 45 百万円

- ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、 医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れを促進します。
- 重症心身障害児通所委託(受入促進員配置) 22 百万円 民間の通所施設(医療型)において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置 し、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れを促進します。
- 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業【新規】
 (包括補助)
 - 在宅の重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代 替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)の健康の保持とその家 族の福祉の向上を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

〇 重症心身障害児通所運営費補助

 在宅の重症心身障害児(者)が地域で安定して生活できるよう、適切な療育環境の確 保を図るため、通所施設を区市町村を通じて支援します。

◎ 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 27 百万円

重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するととも に、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実に取り組むことにより、看護師の確保・ 定着を図ります。

療育チームカの向上

- ・重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修 [規模 40 名 2年コース] ·認定看護師認定派遣研修
- [都立4施設・民間5施設] ・院内研修等の充実
- [都立4施設・民間5施設]

186 百万円

·訪問看護師等育成研修

・在宅療育相談

746百万円

職場勤務環境改善 •

•

- ・看護宿舎の借り上げ
 - 「都立2施設]
- ・業務委託により作業負担を軽減
- 普及キャンペーンの支援
 - 復職支援研修
 - [都立4施設]
 - ・都外就職説明会の参加等の支援
 - 「都立4施設]

◎ 府中療育センターの改築

老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた基本設計を行います。

◎ 発達障害者支援体制整備推進事業

発達障害者支援体制整備推進事業

発達障害者(児)のライフステージを通じた支援手法の開発に係る区市町村モデル 事業の成果を普及するとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的 人材の育成を行うことで、発達障害者支援体制の整備を推進します。

区市町村発達障害者支援体制整備推進事業

発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達 障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。

また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する先駆的 な取組を行う区市町村を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

○ 発達障害者支援センターの運営

 発達障害者(児)とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修 などを行い、発達障害者(児)の地域生活をサポートします。

◎ 高次脳機能障害者支援普及事業

- 心身障害者福祉センターにおいて、地域生活や就労などの専門的な相談支援を行うと ともに、区市町村や関係機関等のネットワークの構築、人材育成を図る研修や都民への 広報・啓発等を実施します。
- 高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院にアドバイザーを配置し、各圏域におい て、地域内の各施設に対しリハビリ技術や個別支援に係る相談指導を行うとともに、医 療従事者等を対象とした人材育成を行い、地域の支援機関による対応力の向上を推進し、 高次脳機能障害者への切れ目ない支援体制を整備します。

〇 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

区市町村に支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら障害者とその家族に対する 相談支援を行うなど、身近な地域での支援を充実します。 [36 区市町村]

35百万円

8 百万円

25 百万円

19 百万円

65 百万円

8百万円 包括補助

(包括補助)

す。[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

-56-

◎ 区市町村障害者就労支援事業

福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業に対し、受入れのために必要 な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保する とともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。 [障害者施策推進区市町村包括補助事業]

 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職 準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近 な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置 を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進しま

(包括補助)

企業見学コーディネート事業 5百万円

- [年2回] 雇用にチャレンジ事業 35 百万円
- 就労支援協議会の開催 4百万円
- 障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施 設が一体となって支援していきます。

3

◎ 東京都障害者就労支援協議会等【一部新規】 46 百万円 包括補助

主な事業展開

窟舎の自立に向けた就労促進策を推進します

- 経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成す る「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害
- 者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。

知的障害者、精神障害者が一般企業への就職に向けた職場経験を積むため、都庁にお けるチャレンジ雇用(非常勤職員雇用、臨時職員雇用)を推進します。

[非常勤職員雇用4名、臨時職員雇用21名]

就労支援体制レベルアップ事業

区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援 員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーショ ン能力の習得に資する体系的な研修を行います。

就労意欲を有しながら踏み出せない障害者を対象として、企業見学や、一般就労し た障害者との意見交換の場を設けることにより、企業で働くことへのイメージを高め、 一般就労への移行を促進します。

企業就労意欲促進事業

(包括補助)

◎ 障害者就労促進パートナーシップ事業【新規】

・ 就労支援機関と法定雇用率未達成企業を対象としたグループワーク等と障害者雇用の 実現に向けたステップアップとなる職場実習を併せて実施することにより、就労支援機 関と企業間の相互連携を強化し、障害者の円滑な一般就労を促進します。

- ◎ 福祉施設における工賃アップの推進
 - ・ 経営コンサルタント派遣等事業 (包括補助) 区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃 アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。 [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
 - ・ 工賃アップセミナー事業

都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引上げのための研修を実施すること により、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運 の醸成を図ります。

[(負担割合) 国1/2、都1/2]

◎ 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業【新規】

・ 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助 を行います。

○ 障害者福祉施設授産活動普及促進のための展示即売事業【新規】 20百万円

 障害者福祉施設の受注機会の拡大や障害者の工賃向上を図るため、展示即売会及び普 及啓発を地元企業、官公庁等に対して実施します。

◎ 障害者施設における若年障害者の雇用促進事業

 就労経験のない特別支援学校卒業生などの若年障害者を、障害者支援施設等が従業員 として受け入れた場合に必要な経費を補助することにより、若年障害者の雇用を促進し ます。

[10施設]

2 百万円 包括補助

36 百万円

30 百万円

2百万円